

学術情報処理研究 編集規程

大学 ICT 推進協議会 論文誌編集委員会

2022 年 5 月 2 日 制定
2023 年 2 月 1 日 語句修正

1 目的

本規定では、論文誌編集委員会(以下、委員会という)における、学術情報処理研究(以下、論文誌という)の編集にかかる事項を定める。

2 投稿記事の著作権

投稿記事は、著者または本会が著作権を保有しているものでなければならない。著作権者が複数の場合は、全著作権者が投稿に同意していなければならない。

3 不正への対処

3.1 二重投稿の不採録

投稿記事と、その記事の著者および著者グループによる、以下のいずれかに該当する論文の内容が、委員会によって同一と判断された場合は、二重投稿とみなし、採録しない。

1. 学会・出版社等が発行する、論文審査を伴う刊行物に投稿中の論文
2. 学会・出版社等が発行する学術雑誌に、すでに掲載あるいは採録された論文

なお、AXIES が主催・協賛する研究集会等同時期に投稿された講演論文、ならびにプレプリントサーバへの投稿・掲載された論文等と、投稿記事が採録された場合の論文は同一視しない。

本誌において当該投稿記事の掲載可否が最終的に決定される前に他の媒体へ投稿することを選択した場合、著者はまず本誌から投稿記事を取り下げなければならない。

3.2 剽窃論文の不採録

投稿記事について、編集委員会が他者の著作物からの剽窃があると判断した場合は、剽窃論文とみなして採録しない。また、論文の採録決定後に剽窃の事実が判明した場合は、採録を取り消すことがある。

3.3 二重投稿ならびに剽窃に関わる異議申し立て

二重投稿ないしは剽窃の認定を受けた著者は委員会に対して、通知日から 14 日以内に限り書面により異議申し立てできる。委員会は、異議申し立てについて審議し、その結果を著者に通知する。

3.4 罰則

委員会は、投稿記事が二重投稿ないしは剽窃と判断された場合、以下の罰則を科す。

1. 投稿記事の全著者に対する本会の全論文誌へ、判定日より 1 年以下の投稿禁止

2. 委員会への謝罪文の提出

投稿記事が採録・掲載後に、二重投稿もしくは剽窃論文であることが判明した場合は、当該掲載論文を取り消し、その事実を周知するものとする。

4 査読

投稿記事の採否を審査するために、投稿記事の学術・技術分野を専門とする査読者によるピアレビューを行う。査読者の選任は委員会が行い、著者と同一組織に所属する者など利害関係を有する者は選任しない。

5 条件付採録および照会

委員会は、投稿記事を採録するために必要な条件を付与して修正論文の再提出を求める「条件付採録」を判定すること、ならびに修正論文の提出期限を定めることができる。

6 論文採否

投稿記事の採否の決定は委員会が行い、採否およびその理由を著者に通知する。

7 不採録に関わる異議申し立て

投稿記事が不採録と判定された場合、著者は委員会に対して不採録に関わる異議を書面にて申し立てることができる。ただし、不採録通知日から10日以内に限る。委員会は、異議申し立てについて審査し、その結果を著者に通知する。

8 著者の変更

投稿記事に対する著者変更は、原則として認めない。著者は、条件付採録時の修正過程において、著者の増減や順序変更が必要になった場合、委員会に対して変更を申し出ることができる。変更を申し出る場合、修正原稿提出時に理由書の提出、および、条件付採録に対する回答文中にもその旨を明記しなければならない。委員会は、理由書の内容が妥当であると判断した場合、これを認めることがある。

9 情報漏洩・利用の禁止

論文誌編集委員および査読者は、投稿記事の査読や採否の審議等を通じて得た情報を、委員会に漏洩してはならず、またそれらの情報を利用した行為を行ってはならない。ただし、二重投稿や剽窃の疑いが生じ、他学会等と連絡をとり調査を行う必要がある場合はその限りではない。

10 利害相反

論文誌編集委員は、自身が著者であるような投稿記事の査読や採否の審議等に関与してはならない。